

(18) 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡谷市スポーツ協会(以下「この法人」という。)の定款第4条第7号の事業の実施について必要な事項を定める。

(表彰の対象者)

第2条 この法人は、この規程の定めるところによりスポーツの振興のあった次の各号に該当する個人又は団体を表彰する。

- (1) 社会関係職員で多年にわたりその役職に従事し、誠実熱心に社会体育の振興に功績したもの
- (2) 競技会において特に優秀な成績を収めたもの及び競技会に功績があった指導者並びに競技者で他の模範となり、特に表彰に値すると認められるもの
- (3) 前号に該当しないが社会体育の振興について、特に表彰すると認められるもの

(表彰の内容)

第3条 表彰の内容は次のとおりとする。

- (1) 有功表彰
- (2) 栄光表彰
- (3) 褒賞

(有功表彰の要件)

第4条 前条第1号に規定する表彰は、次の要件を満たし、加盟団体から推薦のある個人又は団体とする。

- (1) 表彰時の年度末における年齢が55歳以上の者
- (2) 本協会役員(理事以上)として長年(10年以上)従事し、功績のあった者
- (3) 各協会役員(理事以上)として長年(20年以上)従事し、功績のあった者
- (4) 前各号に定めるもののほか、社会体育の振興に関し、特に功績が顕著であった者

(栄光表彰の要件)

第5条 第3条第2号に規定する表彰は、次のいずれかに該当し、加盟団体から推薦のある個人又は団体とする。

- (1) 日本を代表し世界大会に出場した選手
- (2) 全国大会及びこれに準ずる大会で優勝した選手
- (3) 国民体育大会に5回以上出場した選手
- (4) 日本新記録を樹立した選手
- (5) その他、特に表彰するに価すると認められた選手及びチーム
- (6) 優秀な選手及びチームを育成した監督及びコーチ

(褒賞の要件)

第6条 第3条第3号に規定する表彰は、社会体育の振興のため本協会に10万円以上又は10万円相当額以上の私財を寄付した者に対して行う。

(受賞の制限)

第7条 第3条第1号に掲げる表彰の受賞は、1人又は1団体それぞれ1回限りとする。ただし、出場者又は構成員が変わった団体は、この限りでない。

(被表彰者の決定)

- 第8条 第2条各号に該当する者がいる場合は、この法人に加盟する加盟団体の長は、毎年12月末日までに表彰の内申に係る書類を会長に提出しなければならない。
- 2 候補者の内申は、表彰事績が生じた日から原則として2年以内とする。
 - 3 この法人が推薦する個人又は団体については、第1項の内申がなくとも表彰することができる。
 - 4 被表彰者は、第1項の書類に基づき、この法人の理事会において決定するものとする。

(表彰の方法)

第9条 第3条各号に掲げる表彰の年度は、次のとおりとする。

- (1) 有功表彰 2年に1回表彰状を授与するものとし、副賞を付与することができる。
 - (2) 栄光表彰 毎年1回表彰状を授与するものとし、副賞を付与することができる。
 - (3) 褒賞 同上
- 2 表彰は、会長が認めるときは随時行うことができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 現行の表彰等規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

※ 経 過

平成25年4月1日	施行	
令和 2年4月1日	一部改正	(法人の名称の変更)